

降雪時対応マニュアル



2014(平成26)年2月15日11時 田富庁舎

令和2年4月1日

中 央 市

目 次

降雪時対応マニュアルの概要	1
目的	
基本方針	
降雪前の準備体制	2
市の準備体制（平時）	
降雪対応体制	3
建設協力会への除雪体制協力依頼	
雪害警戒体制本部の設置	
災害対策本部の設置	
職員の参集	
道路交通の確保	7
除雪実施計画	
凍結防止剤散布	
なだれ、落雪等被害防止	
国・県との連携（除雪路線の連携、情報の共有化）	
広報活動計画	8
情報の収集及び提供等	
災害時要援護者対策	9
児童・生徒通学及び保育園児等対策	9
ごみ処理等対策	9
農業施設雪害防止対策	9
自助・共助・公助による役割分担と相互連携及び協力	10
市民の役割（自助）	
自治会、自主防災組織等の役割（共助）	
市の役割（公助）	

降雪時対応マニュアルの概要

1. 目的

このマニュアルは、冬季における産業経済活動と市民生活を守るため、道路交通の確保及び雪害の予防並びに応急対応の効果的な実施に関し必要な個々の事項を定め、さらに雪害予想時及び雪害発生時において関係機関と密接な連絡を図りつつ、その具体的な対応事項を計画的に推進することを目的とする。

2. 基本方針

- ・ 市民、関係機関及び行政で情報の共有化を図り、除雪に対するそれぞれの役割分担を明確にします。
- ・ 市民及び関係機関の参加協力により、地域ぐるみの除雪を促進します。
- ・ スムーズな除雪により、道路交通の円滑化と安全性を確保します。
- ・ 除雪、排雪の効率化を図ります。

降雪は他の自然現象と比べると、市全域に大きな影響を与える問題となります。そのため、どこまでを対応の目標とするかは時代背景によって大きく変化してきました。

最近では、高齢者の増加、都市環境の変化、自動車スタッドレス化、情報の普及といった社会情勢の変化を背景に、除雪に対する市民のニーズも多様化し、道路の除排雪、凍結路面对策などの要望が高まっています。

しかし、行政で市内全ての道路除雪を行うには莫大な費用と時間を要します。このため、市民、関係機関及び行政それぞれが役割を確認し、一体となった除雪体制を築いていく必要があります。

降雪前の準備体制

1. 市の準備体制（平時）

●建設課、管財課、玉穂・豊富支所

- (1) 12～3月の期間における除雪機械の確保（リース）
 - ・本庁舎に設置し、建設課で管理する。
- (2) 融雪剤の確認・確保

●危機管理課、政策秘書課

- (1) 災害時応援協定の確認
 - ・資機材の供給
 - ・石油燃料等の供給
- (2) 関係機関との連絡体制の確認
 - ・東京電力、東京ガス他
- (3) 市民への周知・啓発
 - ・市民への除雪作業協力依頼
 - ・降雪時の対応に関する情報等

●管財課

- (1) 除雪用具の確認・確保
 - ・スコップ等
- (2) 公用車の降雪対応準備
 - ・スタッドレスタイヤの装着、チェーン等の確認・確保
 - ・降雪前の各公用車燃料確認

●福祉課、長寿推進課、健康増進課

- (1) 援護を要する者の情報収集
 - ・民生委員ほか関係団体連絡先の確認
 - ・降雪時の対応確認
 - ・自宅付近の地理、道路等の確認
 - ・医療関係の確認

●産業課

- (1) 農業施設等雪害防止対策の周知・啓発
 - ・降雪前の対策
 - ・降雪時の対策

※参考：H26.9 山梨県農政部「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」

降雪対応体制

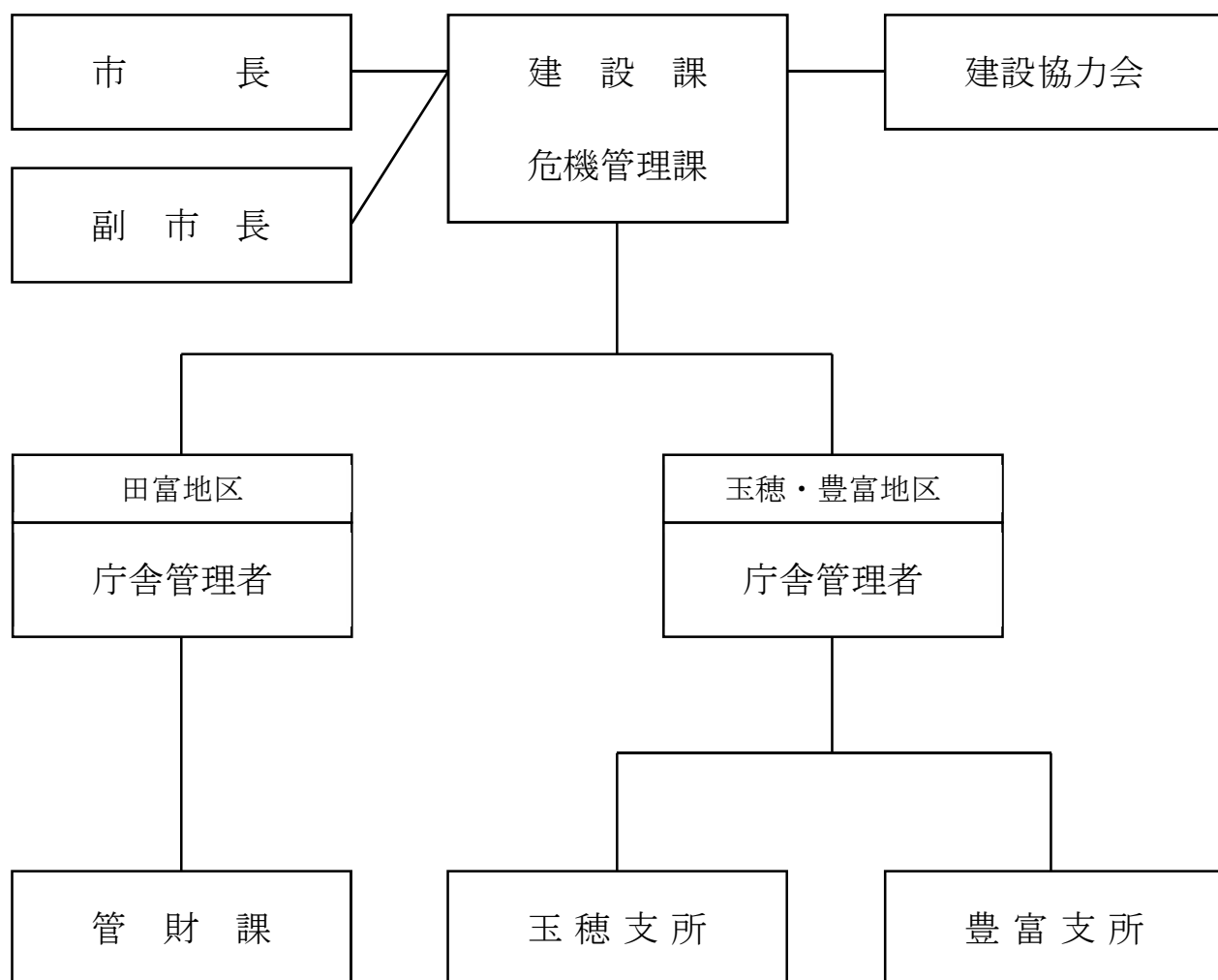
1. 建設協力会への除雪体制協力依頼 積雪概ね 10 cm以上

※甲府地方気象台大雪注意報発表基準：12時間の降雪深 盆地 5 c m以上と予想される場合

※積雪深観測地点：甲府地方気象台（山梨県甲府市飯田 4-7-29）

- (1) 積雪深が概ね 10 cm に達した場合、建設課から災害協定に基づき建設協力会に対して除雪を依頼する。
- (2) 除雪体制組織は危機管理課、建設課、管財課及び玉穂・豊富支所とする。
- (3) 市内公共施設所管課は施設のパトロール、運営の検討を行う。

除雪連絡体制図



2. 雪害警戒体制本部の設置 積雪概ね 15 cm以上

※甲府地方気象台大雪警報発表基準：12時間の降雪深 盆地 15 cm以上と予想される場合

※積雪深観測地点：甲府地方気象台（山梨県甲府市飯田 4-7-29）

- (1) 大雪警報が発令され、概ね 15 cm以上の積雪を観測し、今後も降雪が見込まれる場合、市長を本部長とする雪災害警戒体制本部を設置する。
- (2) 職員は、本部長の指示のもと除雪作業に専念するほか、市民に対し防災行政無線やホームページにより除雪の協力、雪害に対する注意を呼びかけるとともに建設協力会に対しても除雪体制強化の協力を求める。

○雪害警戒体制本部設置時の配備、動員計画及び主な所掌事務

※玉穂・豊富支所は対応を継続

総務対策班	
危機管理課 総務課 政策秘書課 管財課	・市雪害警戒体制本部の設置に関すること。 ・本部員会議に関すること。 ・防災行政無線に関すること。 ・各種情報の収集に関すること。 ・被害状況の取りまとめに関すること。 ・消防団への情報伝達に関すること。 ・各自治会、自主防災会との連絡調整に関すること。 ・職員の動員配備、調整に関すること。 ・住民への広報活動に関すること。 ・除雪資機材の確認・準備に関すること。 ・その他必要なこと。
建設対策班	
建設課 ※都市計画課 ※下水道課 ※水道課 (※必要に応じ協力)	・道路の除雪及び凍結防止に関すること。 ・道路（農林道を含む）、橋梁、農業用排水路等の状況調査、応急対策に関すること。 ・通行不能箇所の調査及び対策に関すること。（市内パトロール） ・除雪の進行状況に関し、国・県・市との連絡調整に関すること。 ・応急活動に必要な重機等の調達に関すること。
福祉対策班	
福祉課 長寿推進課 子育て支援課	・保育園児、児童館利用者等の対応に関すること。 ・高齢者等援護を要する者の状況確認に関すること。 ・社会福祉協議会との連携協力に関すること。 ・その他必要なこと。

農政対策班	
産 業 課	・ 農作物及び農業用施設の雪害予防対策に関すること。 ・ 家畜施設の状況調査、応急対策に関すること
教育対策班	
教 育 委 員 会	・ 小中学校児童・生徒の対応に関すること。 ・ その他必要なこと。
予備班	
上記以外の部署	・ 必要に応じて配備していく。

3. 災害対策本部の設置

- (1) 豪雪により交通の途絶等市民生活に著しい影響が発生し、または発生する恐れがある場合には、中央市地域防災計画「災害応急対策計画」により、災害対策本部を設置する。本部設置場所は防災対策室とする。
- (2) 職員は、本市地域防災計画第1節応急活動体制中の災害対策本部所掌事務により、所要の活動を行うものとするが、降雪の状況等災害事象に応じ臨機応変な対応を行うものとする。

4. 職員の参集（雪害警戒体制本部、災害対策本部設置時）

○勤務時間中における参集

- (1) 市長、副市長、教育長、各課長へは、危機管理課から参集メールにより連絡をする。
- (2) 本部員会議を開催し、配備体制を含め対応を検討する。
- (3) 職員へは、所属長より参集の連絡を行う。
- (4) 配備該当職員以外の職員は、気象情報及び配備職員の活動状況等に留意しつつ、次回の緊急配備に備えるものとする。

○休日、勤務時間外における参集

- (1) 市長、副市長、教育長、各課長へは、危機管理課から非常参集メールにより連絡をする。
- (2) 本部員会議を開催し、配備体制を含め対応を検討する。
- (3) 職員へは、所属長より連絡網により参集の連絡を行う。
- (4) 職員は所属庁舎へ参集する。ただし、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、最寄りの庁舎、指定避難場所等の公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。
- (5) その他の職員（参集該当以外の職員）は、テレビ、ラジオ等の気象情報に注意し、緊急参集に備える。

○参集時の留意点

- (1) 休日、勤務時間外において、配備基準に該当する気象情報等を認知した時は、待機態勢をとる。

- (2) 積雪のため緊急に参集する際は、スコープ等の持参に努める。
- (3) 参集途上においては、可能な限り道路の通行可能状況、各地区の被害発生状況等の災害情報の把握に努め、参集後所属長に報告する。
- (4) 災害その他の事情により参集が困難な場合は、何らかの手段をもって所属長に報告する。

1. 除雪実施計画

- (1) 除雪実施基準は、積雪（新雪）が概ね 10 cm に及んだ場合とする。
- (2) 除雪は市内幹線道路等を県道等との連結を考慮し実施する。
- (3) 建設協力会による除雪は道路を優先とするが、状況を勘案し公共施設駐車場等を除雪する。
- (4) 除雪実施にあたっては、防災行政無線等により市民に除雪の協力を呼びかけ、市民と行政の協働のมอと行う。
- (5) 除雪期間は、降雪の状況により本部長が交通確保のための除雪を必要と認める期間とする。
- (6) 豪雪時においては、本部長が必要と認めた場合に雪仮置き場を設置する。

雪仮置き場設置予定箇所（別紙）

- ・ふれあい広場南側駐車場
- ・農村広場
- ・笛吹川右岸豊積橋下流側付近

※釜無川及び笛吹川河川敷に雪仮置き場を設定する場合は、管理者と協議の上決定する。

2. 凍結防止剤散布

- (1) 市において凍結防止剤は、橋梁・急な坂道等指定の箇所について、気温が0度以下になる恐れがあるときに路面状況を勘案し散布を行う。
- (2) 自治会からの要望があった場合、凍結防止剤を配布する。

3. なだれ、落雪等被害防止

- (1) 豪雪時においては、豊富地区急傾斜地等を市職員及び消防団により巡視を行う。
- (2) 気温の上昇等によりなだれや落雪の危険があるときは、関係機関と連絡の上、特に人命保護のため住民に対し警告・避難勧告、危険地域の立ち入りや通行の制限を行い、被害の未然防止に努めるものとする。

4. 国・県との連携（除雪路線の連携、情報の共有化）

- (1) 国、県、气象台、消防署、警察、近隣市町等の行政及び防災関係機関と連携を密にして、道路除雪業務において効率的な除雪を行えるよう、情報の共有化ができる体制を整える。

1. 情報の収集及び提供等

- (1) 防災行政無線、市ホームページ等により降雪時において次の情報を迅速かつ適切に市民に対し提供し、市民生活の混乱を防止する。
 - ・降雪等気象に関する情報
 - ・除雪に関する情報
 - ・公共交通機関の運休に関する情報
 - ・道路情報（通行止め）
 - ・ライフラインに関する情報
 - ・市民への注意喚起と協力依頼
 - ・その他必要な情報（市等主催のイベントの中止連絡等）
- (2) 広報紙・ホームページを通じて、市民に対し、降雪期前の除雪に対する以下の注意事項を広く啓発する。

〔市民への除雪に関するお願い〕

中央市では、降雪時の円滑な交通を確保するため、中央市建設協力会の協力のもと主要な道路の除雪を行います。限られた人手と機械だけでは作業に遅れが生じることもあり、短期間で全ての道路を除雪することは不可能です。

そこで、作業を効率的に行うために次のような点について、市民の協力をお願いする。

- (1) 玄関先の雪かきは各家庭での協力を求める。

除雪機械の入れない生活道路や歩道の除雪、作業後玄関先等に寄せられた雪については市民の協力をお願いする。また、高齢者世帯等へは地域で声を掛け合い協力し除雪をお願いする。
- (2) 道路に雪を出さない

車道部への雪の投げ捨ては、交通の支障となり大変危険である。
※状況によっては道路交通法に抵触する場合もある。
- (3) 路上駐車はしない

路上駐車は、除雪作業効率の低下を招く上、車に傷をつける恐れがあるため、作業を中止せざるを得ない場合がある。

災害時要援護者対策

福祉課、長寿推進課、消防団、危機管理課

- (1) 豪雪時において、一人暮らしの高齢者、高齢者世帯及び身体障がい者等の世帯を降雪による家屋の倒壊等の事故から守るため、社会福祉協議会、民生委員、自治会、自主防災会、消防団等の協力を得て雪害事故防止に努める。
- (2) 市職員によりパトロールを実施し、社会福祉協議会、民生委員、自治会長、自主防协会会长、消防団と連携を図り、安否確認や実態の把握、援護を要する世帯に勇気づけを行うとともに除雪に努め、状況により避難の実施を視野に対策を講じる。

児童・生徒の通学及び保育園児等対策

教育総務課、子育て支援課

- (1) 豪雪時には、児童・生徒の登下校時の事故を未然に防止するため、教育委員会は、情報の収集を行うとともに、通学路の安全確保などについて学校、関係機関と連絡調整を行う。
- (2) 各学校においては、校内の出入口の除雪や凍結防止を行うとともに休校、保護者の引き取り、引率者による集団登下校などの措置を講ずる。
- (3) 子育て支援課は、保育園児、児童館利用者に対し上記に準じた対応を行う。

ごみ処理等対策

市民環境課

- (1) 豪雪等の影響で、ごみ収集車の運行が予定通りできないときは、防災行政無線によりごみ集積所へのごみの持ち込みを控えるよう市民に協力を求める。
- (2) ごみ集積所が積雪、道路除雪などにより埋没し、使用できない場合は、周辺住民の協力により除雪するものとする。

農業施設雪害防止対策

産業課

- (1) 豪雪による農業施設等の被害を未然に防ぐため豪雪時の気象情報に注視し、J A等関係機関と連携し、降雪前、降雪時の対応を周知啓発する。

自助・共助・公助による役割分担と相互連携及び協力

1. 市民の役割（自助）

- (1) 除雪作業には、市民の一人ひとりの協力が不可欠であり、また、効率的な作業を行うには、準備や情報の収集及び安全に留意して行うことが重要である。
 - ・ 非常備蓄品の準備。（懐中電灯、ラジオ、灯油、スコップ等）
 - ・ テレビ・ラジオ等により気象情報等の最新情報に注意する。
 - ・ 防災行政無線等、市ホームページによる市からの情報に注意する。
 - ・ 隣近所で声を掛け合うなど協力して、玄関先や歩道の除雪等を行う。
- (2) 除雪作業時の注意事項
 - ・ 屋根の積雪を確認し、雪下ろし作業を行う場合は複数で行う。
 - ・ 屋根からの落雪に注意する。
 - ・ カーポート等高い場所の雪下ろしをする場合は、転落防止のため、はしご等の固定を確実に行う。

2. 自治会、自主防災組織等の役割（共助）

- (1) 豪雪時は、公的な援助活動には限界があるため、地域住民が連携して対応する必要がある。
 - ・ 自治会長等は福祉対策班、社会福祉協議会、民生委員、消防団員と連携を図り、高齢者や要援護者等の安否確認や実態の把握を行い、また地域住民と協力し援護を要する世帯の除雪に努める。
 - ・ 自治会長等を中心に地域住民みんなで、生活用道路の除雪等を行う。
 - ・ 自治会長等は、市と連携を図り、雪害に関する正しい情報の収集とその伝達を行う。
 - ・ 市に対し必要な情報の提供を行う。
 - ・ 市内事業所等は自治会長等と連絡を取り、その地域と連携して可能な協力を行う。

3. 市の役割（公助）

- (1) 市民の安全・安心の確保を図るため、最大限の対応を行う。
 - ・ 道路交通網の確保。
 - ・ 迅速的確な市民への情報提供。

(別紙)

雪仮置き場設置予定箇所





平成26年12月25日策定

平成27年 2月12日改正 (国土交通省：雪捨て場として河川敷地の活用の件追加)

平成28年12月 1日改正 (気象庁：大雪注意報、警報発表基準改正に伴う改正)

令和元年12月17日改正 (庁舎統合に伴う改正)

令和 2年 4月 1日改正 (機構改革に伴う改正)